

# 共立女子大学大学院研究生規程

第1条 本学大学院学則第65条の2の規定にもとづき研究生に関する事項を定める。

第2条 研究生は大学院の授業を担当する専任教員を指導教員とし、直接の指導をうけて研究に従事する。

第3条 研究生の入学資格は本学大学院学則第49条第1項、第2項の各号の一に該当する者とする。

第4条 研究生志願者は本学所定の次の書類に別表1の2に定める検定料を添えて教務課に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 勤務のある者は所属長の承認書
- (6) 研究計画書
- (7) 指導を受ける教員の承認書

第5条 研究生志願者については、研究科委員会の承諾を経て学長が入学を許可する。

第6条 研究生の入学許可は毎学期の始めとし研究期間は6ヵ月又は1年とする。

ただし特別の事情のあるときは、この限りではない。

第7条 研究生として入学を許可された者は、別表1の1に定める納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

第8条 研究生に対し指導教員が必要と認め、授業担当教員の承認があるときは、当該研究に関連のある授業に出席することができる。

第9条 研究生の単位修得の認定及び教育職員免許法施行規則第20条による単位の認定は行わない。

第10条 研究生はその研究期間が修了したときは、研究の成果を提出するものとする。

第11条 研究生に対しては、その申請にもとづき、在籍証明書および研究証明書を発行する。

第12条 この規程に定められていない事項については本学大学院学則を準用する。

## 附 則

- 1 研究生の受入は原則として一指導教員に対して一名とする。
- 2 この規程は平成13年4月1日から施行する。

別表1-1

| 科 目        | 研究料                               |
|------------|-----------------------------------|
| 摘 要        |                                   |
| 当該年度大学院納付金 | 大学院授業料の<br>1/2 (1 年)<br>1/4 (6ヵ月) |

( ) 内は研究期間

別表1-2

|             |
|-------------|
| 入学検定料       |
| 当該年度大学院の1/2 |